令和4年2月10日発行（毎月1回10日発行）
函館商工会議所報

ともえ

2022
2
No.457

CONTENTS

巻頭特集

「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」への対応はお済みですか？

会員NOW…… P 6
Member's Board…… P 7
会議所のうごき …… P 8

世界遺産のある街 函館
縄文 JOMON JAPAN

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための**退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時
などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の
差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室　TEL. 050-5541-7171　【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のＱＲコード又はホームページからご確認ください。

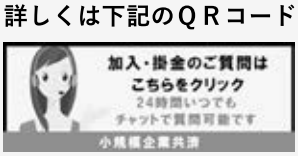

小規模共済　検索

Be a Great Small.
中小機構

2021.6

令和4年2月10日発行（毎月1回10日発行）
函館商工会議所報

ともえ

2月号
（通巻457号）

CONTENTS

2 特集
「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」への対応はお済みですか？

4 中小企業相談所だより
- 個人事業者の確定申告に係る納税相談会ご案内
- 「働き方改革」専門相談をご活用下さい！
- 経営に役立つガイドブックを活用しませんか？
- 個別専門相談ご案内

6 会員NOW
- CAROMELI & JENICO ㈱：地域に根差した洋菓子店を目指して

7 Member's Board
- ヴィラ・コンコルディア　リゾート&スパ

言葉の力「楽しむ」

8 会議所のうごき
- 女性会
- みなみ北海道地区観光土産品公正取引協議会
- 令和3年度第3四半期景気動向調査結果

10 ご案内
- 事業復活支援金
- 全ての加工食品に原料原産地表示が必要になります
- 令和3年度年会費納入のお願い
- 事業所情報の更新ご連絡お願いします
- 商工会議所の検定試験のご案内
- ザ・ビジネスモールのご案内
- 北海道事業承継・引継ぎ支援センター函館サテライト「事業承継専門相談」実施のご案内

14 新入会員のご紹介

15 連載コラム　職場のかんたんメンタルヘルス
- 「伝えたいことは繰り返す」

16 青森商工会議所会員事業所のご紹介
- ㈱日本トリム青森営業所

■今月の表紙

「二十間坂のイルミネーション」

写真は、「はこだて冬フェスティバル」の一環として開催されている「はこだてイルミネーション」により、幻想的に煌めく二十間坂を撮影した一葉です。

二十間坂は、かつて、坂上に大工や工人が多く住んでいたことから「大工町坂」とも呼ばれたこともありますが、明治12年の大火後に防火帯として拡幅され路幅が二十間（約36m）となったことから名付けられました。

なお、イルミネーションは、２月28日まで毎日（日没～22：00）点灯されています。

広告掲載企業

㈱中小企業基盤整備機構北海道本部	表紙裏
㈲赤坂葬祭	裏表紙裏
辻木材㈱	裏表紙
㈱英知国際特許事務所	段下
㈱村瀬鉄工所	段下
澤田商事㈱	段下
㈱千秋庵総本家	段下
龍文堂印刷㈱	段下
(一財)あんしん財団	折込
㈲丸義工建	折込
総務省テレワーク・サポートネットワーク事務局	折込
㈱リスク・アイ	折込
㈱日本旅行北海道函館支店	折込
(公財)日本電信電話ユーザ協会函館地区協会	折込
㈱中小企業基盤整備機構北海道本部中小企業大学校旭川校	折込
函館市保健福祉部健康増進課	折込
函館圏優良土産品推奨実行委員会	折込

特 集

「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」への対応はお済みですか？

来る令和４年４月１日から「改正育児・介護休業法」と「改正労働施策総合推進法」において、中小企業の事業主の皆様に義務化される事項があります。本号では、以下に義務づけられる事項の対応ポイントをまとめましたので、制度理解の一助としてお役立ていただき、対応に向けた諸準備にご活用ください。

「改正育児・介護休業法」への対応ポイントについて

「改正育児・介護休業法」（令和３年６月９日公布）では、男女とも仕事と育児を両立できるように、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられるほか、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和がなされます。

ポイント1 「育児休業を取得しやすい雇用環境整備」とは？

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため事業主は、以下（①～④）のいずれかの措置を講じなければなりません。（**※複数の措置を講じることが望ましいです。**）

① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

➡対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。

② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）

➡窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。

③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

➡自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。

➡提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。

④ 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

➡育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

ポイント2 「妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向の確認の措置」とは？

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下（①～④）の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。（※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。）

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ②育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談（オンライン可）、②書面交付、③ＦＡＸ、④電子メール等のいずれか （③④は労働者が希望した場合のみ。）

※雇用環境整備、個別の周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和４年10月１日から対象。

ポイント3 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和に伴う就業規則の変更

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。就業規則に、下記（1）の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。（※引き続き雇用された期間が１年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。）

現 行

●育児休業の場合
（1）引き続き雇用された期間が１年以上
（2）１歳６か月までの間に契約が満了することが明らかでない

●介護休業の場合
（1）引き続き雇用された期間が１年以上
（2）介護休業開始予定日から93日経過日から6カ月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

令和４年４月１日～

育児休業・介護休業いずれも、
（1）の要件を撤廃し、（2）のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
（引き続き雇用された期間が１年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
※※育児休業給付についても同様に緩和

具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあっては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

●育児休業
（1）引き続き雇用された期間が１年以上 ←削除！
（2）１歳６か月までの間に契約が満了することが明らかでない

●介護休業
（1）引き続き雇用された期間が１年以上 ←削除！
（2）介護休業開始予定日から93日経過日から６か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

「改正労働施策総合推進法」への対応ポイントについて

「改正労働施策総合推進法」（令和２年６月１日施行）では、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置（令和４年３月31日までは努力義務）が義務付けられます。

職場における「パワーハラスメント」の定義（職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。）

①優越的な関係を背景とした言動	②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの	③労働者の就業環境が害されるもの
➡業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指します。	➡社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの。	➡当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

ポイント1 「職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例」とは？

代表的な言動の６つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃（暴行・傷害）	●殴打、足蹴りを行う。●相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言）	●人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向･性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ●業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。
3 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）	●１人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）	●新卒採用者に対し､必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）	●管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ●気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）	●労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

ポイント2 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	**①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること** **②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること**
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	**③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること** **④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること**
職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応	**⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること** **⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと** **⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと** **⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）**
併せて講ずべき措置	**⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること** **⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること** ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

お問い合わせ：厚生労働省　北海道労働局　雇用環境・均等部　指導課
電　話　番　号：011−709−2715（受付時間：8時30分～17時15分）※土日・祝日・年末年始を除く

※本特集は、厚生労働省ホームページに掲載されている資料を参考に函館商工会議所の編集責任の下で再編したものです。

などでお悩みはございませんか？ どんなことでもお気軽にご相談ください

中小企業相談所だより

個人事業者の確定申告に係る納税相談会ご案内

個人事業者の令和３年分確定申告（所得税・消費税）に係る納税相談会を下記の通り実施します。

実施期間：令和４年２月14日㈪～３月11日㈮（予約制）

（納期限は、所得税：３月15日㈫、消費税：３月31日㈭です）

対象の方：下記要件にあてはまる個人事業者

- 開業届など確定申告上必要な届出が済んでいること
- 決算集計（売上・仕入・各経費）が概ね済んでいること（下記【相談時にご持参頂く資料】参照）
- e-Tax送信準備ほか本所業務手順に従い必要書類等の提出へ協力頂けること
- 令和２年分青色決算書の特別控除前所得が原則として400万円以下、または消費税課税売上高（資産の譲渡等の対価の額）が3,000万円以下であること

【ご了解いただく事項】

※北海道税理士会函館支部との派遣契約に基づき実施する相談会です

※相談時間は80分以内、実費程度の手数料を頂戴しております（詳細はお問い合わせ下さい）

※来所の際にはマスク着用・来所時の検温をお願いしています。また、当日に体調がすぐれない方や、37.5度以上の発熱がある場合には、連絡の上日程の変更をお願いします

【相談時にご持参頂く資料】

- 税務署より送られてくる「確定申告のお知らせ」
  （１月下旬に税務署より送付される「確定申告のお知らせ」（ハガキまたは封書）には、消費税申告の有無・予定納税金額が記載されていますので、相談時に必ずご持参下さい）
- 下書きした決算書、帳簿等の収入・経費が分かるもの
- 国民年金・健康保険の支払額（令和２年度・３年度通知書等）
- 生命保険（一般・介護・個人年金用）・地震保険の控除証明書
- 医療費などその他控除を受けたいものの書類
- 扶養親族氏名、生年月日
- 各帳簿一式、事業主の印鑑
- 事業収入の他、年金、給与、不動産等の別途収入がある場合は源泉徴収票や収支明細など

ご予約・お問い合わせ：経営支援課　TEL：0138－23－1181

「働き方改革」専門相談（北海道労働局委託「北海道働き方改革推進支援センター」事業）をご活用下さい！

同一労働同一賃金、最低賃金引き上げ、定年延長、高齢者雇用、生産性向上、雇用関連の助成金、就業規則、人手不足対応などについて対応を進めたい方、商工会議所会員・非会員問わず、事業を営んでいる方はどなたでも利用できますので、お気軽に活用頂き経営にお役立て下さい。（相談料無料、予約制）

相談員　社会保険労務士　**酒井　亮子 氏**（北海道社会保険労務士会函館支部）

相談日　2月18日、3月18日（第3金曜日10：00～16：00）

専門相談実施日の申込については函館商工会議所webサイトを併せてご覧下さい。

ご予約・お問い合わせ：経営支援課　TEL：0138－23－1181

経営に役立つガイドブックを活用しませんか？

本所では労務やビジネスに関する経営支援を目的としたガイドブックを各種取り揃えております。

上記以外にも各種分野に関する小冊子や関係施策のパンフレットがありますので、ご希望の方は**本所経営支援課（tel23-1181）、銭亀沢支所（tel23-1185）**までお申込、ご相談下さいますようお願いいたします。（無料配布、在庫が無くなり次第、配布終了となります。）

個別専門相談ご案内

無料　相談は**事前予約制**となっておりますので、TEL23-1181にご予約願います。

金融個別相談
日本公庫を含む新規または既往借入・借換についてのご相談
実施日／2月16日(水) 10:00～12:00
相談員／日本政策金融公庫函館支店
国民生活事業担当者

商標・特許相談（発明相談）
特許・商標・知的財産、新しい発明・技術・サービス等についてのご相談
実施日／2月24日(木) 11:00～16:00
相談員／英知国際特許事務所 所属弁理士
INPIT北海道知財総合支援窓口 相談員

法律相談
商取引に関する契約・権利等、企業法務全般についてのご相談
実施日／2月25日(金) 13:00～16:00
相談員／弁護士　堀田　剛史 氏

保証協会個別相談
資金借入・借換等に関する保証制度についてのご相談
実施日／3月8日(火) 10:00～16:00
相談員／北海道信用保証協会
函館支店担当者

経営相談
法人設立、経営改善、事業承継、税務など経営一般についてのご相談
実施日／3月9日(水) 13:00～16:00
相談員／公認会計士　鎌田　直善 氏

ＩＴ相談
IT活用投資、テレワーク推進、IT導入補助金などについてのご相談
実施日／3月10日(木) 13:00～16:00
相談員／ＩＴコーディネータ　川田　博仁 氏
ＩＴコーディネータ　市村　淳一 氏

毎月第４水曜日
函館商工会議所にて

無料 発明・商標相談

＊函館の皆様と共に50年　私たちが皆様からのご相談にお答えします＊

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士　岩﨑 孝治　　所長代理弁理士　七條 耕司　　副所長弁理士　郡山　順　　技術部長弁理士　柴田 和雄
商標部長弁理士　岩﨑 良子　　国際部長弁理士　田口 滋子　　弁理士　氏原 康宏　　弁理士　鈴木 康裕
弁理士　紀田　馨　　管理部長　菅野 公則　　特別顧問　岡本 清秀（日本ライセンス協会 元会長）

【東京本部】　〒112-0011　東京都文京区千石4-45-13　TEL：03-3946-0531（代）　Fax：03-3946-4340
商標部門【六本木サテライト】　〒106-0032　東京都港区六本木2-2-2-601　TEL：03-6206-6479　Fax：03-6206-6480
【北海道・仙台・山形・神奈川・浜松・名古屋・大阪　各支部】　http://www.eichi-patent.jp

CAROMELI & JENICO ㈱

当店は、平成24年に人見町で「スイーツカフェカロメリア」として個人創業後、令和元年に現在地に移転し今年で３周年を迎える洋菓子製造販売店です。店舗名の「カロ」は親愛なる人。「メリア」は花びらを重ね合わせた大輪の花。スイーツで大切な人との笑顔の輪を広げます。という意味を込めています。店舗では、常時「ケーキ」は約30種類、「焼菓子」は約50種類が並ぶほか、チョコレートなどのギフト商品も多数あり、昨今のマリトッツォブームを受け、昨年８月からは「パン」の製造販売も行い、定番の「カロ☆メロンパン」（183円）をはじめ洋菓子店ならではのスイーツパンを取り揃え地域のお客様にご愛顧いただいております。

▲ショーケースいっぱいに並ぶケーキ

当店のこだわり

地域に根差した地元のお客様に愛される洋菓子店を目指して、お買い上げいただいたお客様が喜び笑顔になれるような洋菓子製造を心掛けながら明るく開放的な店舗運営に努めております。一押しケーキは、当店オリジナル「カロメリ★マウンテン」（1,080円、１日限定50個）、砂糖を一切使わず和栗100％の極細１㎜のペーストで仕上げた函館初のモンブランです。今まで味わったことのない食感と本物の栗よりプレミアムな味わいを生み出す概念を超えた究極の極細モンブランを是非多くの方へ味わって頂きたいです。

▲当店一押し「カロメリ★マウンテン」（1,080円）

今月のおススメ

今月のおススメは２月14日「バレンタインデー」に合わせて販売する「クラシカルショコラケーキ」（1,620円）、「生チョコシフォンケーキ」（1,188円）のほか、各種ギフト商品や３種類の味が魅力の生チョコ（972円）や可愛いスティックチョコ等もご用意しております。是非この機会にご賞味ください。

▲2月14日「バレンタインデー」向け各種商品

今後の目標

ケーキとパンをメインとしたスイーツ店を目標に、コロナ禍により現在休止しているイートインスペースを利用して、パンコーナーの充実を図り、地域に根差した「街の洋菓子店」として販路拡大していきたいです。また、冷凍ケーキなどのネット通販も注力していきたいです。

CAROMELI & JENICO ㈱

店 舗 名：スイーツカフェ　カロメリア
住　　所：函館市鍛治１丁目48－29－１
Ｔ Ｅ Ｌ：0138-32-5060
営業時間：10:00～19:00
定 休 日：毎週木曜日（祝日の場合は翌日、不定休あり）
駐 車 場：12台（店舗横５台、第二Ｐ７台）
Ｈ　　Ｐ：https://caromelia.com/
Ｍａｉｌ：info@caromelia.com
そ の 他：Instagramあり（ID：caromelia5060）

Member's Board

ヴィラ・コンコルディア　リゾート＆スパ

Villa Concordia：心を楽しませ、カラダを休ませる最上のホスピタリティを・・・

北海道函館市の観光エリア、末広町の南部坂、「**ヴィラ・コンコルディア　リゾート＆スパ**」。
そこはまるでご自分の別荘でくつろぐようなリラクゼーションをご提供する、北欧をイメージしたスタイルのホテルです。

SPA　Concordia：2階フロアーを全面に使った「スパ・コンコルディア(Spa Concordia)」

北海道では当スパのみ『ヴィシーシャワー』という設備がございます。
筋肉を痛めずに張りをほぐし、効果的に全身の血行を促進します。
世界中でその美容効果が認められ、高級サロンなどで採用されています。
また、コロナ禍でも安心・安全にご自身で行う美歯口セルフホワイトニングも大変人気です。
ぜひSpa Concordiaで美を磨き、癒しのひと時をお過ごし下さい。

レストラン麓：函館の海の幸を詰め込んだこだわりシーフードプラッター

新鮮な海の幸を堪能して頂くために一つ一つ食材にあった調理法で提供。磯の香り、身がふっくら色鮮やかな魚介、炙りによって引き立つ食感や香ばしい香り、貝本来の甘みや旨味。荒波にもまれて身が締まった海の幸を一つのプレートに盛り込み、【函館の魅力】を見て食べて全身で感じることが出来ます。
北海道の食材を味わい尽くすことが出来る料理となっております。ご家族でのお食事やデート、女子会、親睦会など幅広くご利用ください。

ホテルQRコード

※写真はイメージです

函館商工会議所会員様限定優待情報

【2022/2/11～2022/3/31】ご予約の際「ともえ」を見たとお伝え下さい。

■レストラン麓：料理長おすすめの一品プレゼント
■SPA：高級アメニティセットプレゼント又は炭酸ミストヘッドスパ１０分サービス

住　　所	〒040-0053　北海道函館市末広町3-5
T　E　L	0138-24-5300　　F　A　X　0138-24-5301
交通アクセス	函館駅から車で5分、電車で10分、徒歩で20分
駐　車　場	5台　　総部屋数　10室

優待情報の詳細等については、直接店舗へお問い合わせください

言葉の力

先行きがあまりにも不透明な時代だからこそ

今を楽しむことが大事だと思う。

書道家　武田　双雲

武田（たけだ）　双雲（そううん）

１９７５年熊本生まれ。東京理科大学卒業後、ＮＴＴに就職。約３年後に書道家として独立。ＮＨＫ大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」など、数々の題字を手掛ける。講演活動やメディア出演のオファーも多数。ベストセラーの『ポジティブの教科書』のほか、著書は50冊を超える。２０１３年度文化庁から文化交流使に任命され、ベトナム・インドネシアにて、書道ワークショップを開催、17年にはワルシャワ大学にて講演など、世界各国で活動する。近年、現代アーティストとして創作活動を開始し、15年カリフォルニアにて、アメリカ初個展、19年アートチューリッヒに出展、20年には、ドイツ、代官山ヒルサイドフォーラム、日本橋三越、大丸松坂屋（京都店・心斎橋店）、GINZA SIX、伊勢丹新宿店にて、個展を開催し、盛況を博す。

会議所のうごき

女性会

全道女性会セミナー鑑賞会を実施

去る1月21日、本所会議室にて、北海道商工会議所女性会連合会主催による「全道商工会議所女性会セミナー」にオンライン参加し、平山会長をはじめ会員10名が鑑賞しました。

当日はトトノエトトノウ代表 大谷尚子氏による『生産性向上・働き方改革へ向けて「業務効率をUPする整理整頓術」』と題した講演を鑑賞し、モノやパソコン内の整理整頓の方法や業務効率改善等について出席者は興味深く耳を傾けていました。

年が明け、最初の会員交流の場となった当セミナーは、感染症対策を徹底のうえ開催し、会員同士の交流を深めることができました。

▲会場の様子

みなみ北海道地区 観光土産品公正取引協議会

令和３年度 役員会を開催

去る２月２日、本所議員室において、標記役員会を宮本会長、石黒・関副会長はじめ５名が出席し、開催しました。

当日は、はじめに、役員改選(案)について審議が行われ、宮本会長はじめ現行役員全員が留任する方向で、令和４年度の総会へ上程されることとなりました。続いて、「第66回函館圏優良土産品推奨会」の開催について審議が行われ、新型コロナウイルス感染症対策を万全に施した上で、本年３月22日に開催することが決定しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催延期（当初、令和３年９月開催予定）となった「第55回全国観光土産品公正取引協議会函館大会」については、改めて、本年10月６日に当市において開催予定となっており、状況を見定めながら、函館大会開催に向けた準備を行っていくことを確認しました。

【第66回函館圏優良土産品推奨会について】

同推奨会の詳細については、本所ホームページまたは、同封の折込チラシをご確認下さい。

函館商工会議所ホームページ
URL：https://www.hakodate.cci.or.jp/

暮らしを支える異形管で地域の未来をつなぐ

株式会社 村瀬鉄工所

ISO 9001:2008 認証取得

【営業品目】
●上下水道用、耐震用ダクタイル鋳鉄異形管・接合部品
●粉体塗装ダクタイル鋳鉄異形管
●地上式消火栓　●各種ダクタイル鋳鉄鉄蓋、筐類

本社工場　函館市昭和1丁目34番1号　TEL0138-41-4131(代) FAX0138-41-4238

函館商工会議所
令和３年度 第３四半期景気動向調査結果

令和４年１月

Ⅰ 調査要領

⑴ 調査時点及び調査方法	調査票を令和３年12月９日に郵送し、令和４年１月11日を締切日として、ＦＡＸで回収
⑵ 調査対象期間	令和３年10月～12月期実績及び令和４年１月～３月期見通し
⑶ 調査対象	函館地域の本所会員事業所360社
⑷ 対象業種	製造業、建設業、卸売業（従業員20人以上）、小売業、サービス業（従業員10人以上）
⑸ 回収率	55．０％（回答数198社）
⑹ 回答企業内訳	製造業58社、建設業37社、卸売業37社、小売業39社、サービス業27社
⑺ 語句の説明	ＤＩとは、ディフュージョン・インデックス（Diffusion Index 景気動向指数）の略で、景気の上向き傾向を表す回答割合（「増加」や「好転」など）から景気の下向き傾向を表す回答割合（「減少」や「悪化」など）を引いた値

Ⅱ 調査結果概要

令和３年10月～12月期の函館地域の景況は、業況判断ＤＩにおいて、前期比ＤＩ値（5.7）が前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ▲16.7）に比べ上昇し、マイナスからプラスに転じているほか、次期見通しの今期比ＤＩ値（▲24.1）も、前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ▲39.6）に比べ上昇していることなどから、総じて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少等を受け、持ち直しの動きが窺われるものの、令和４年１月に入り、オミクロン株による感染例が全国的に急増しているなど、先行きについては予断を許さない状況にあるものと推測される。

【業況判断】 前期比ＤＩでは、全業種で5.7と、前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ▲16.7）より22.4ポイント上昇した。また、次期見通しの今期比ＤＩ値も、全業種で▲24.1と、前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ▲39.6）より15.5ポイント上昇した。

【売上】 前年同期比ＤＩでは、全業種で▲16.2と前回調査時（３年７月～９月期：ＤＩ▲25.5）より9.3ポイント上昇した。業種別でも、建設業を除く全ての業種で上昇した。

【純利益】 前年同期比ＤＩでは、全業種で▲21.9と前回調査時（３年７月～９月期：ＤＩ▲33.2）より11.3ポイント上昇した。業種別でも、建設業を除く全ての業種で上昇した。

【資金繰り】 前期比ＤＩでは、全業種で4.7と前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ0.0）より4.7ポイント上昇した。また、次期見通しの今期比ＤＩ値も、全業種で▲8.3と前年同期調査時（２年10月～12月期：ＤＩ▲12.6）より4.3ポイント上昇した。

【雇用】 前年同期比ＤＩでは、全業種で▲4.2と前回調査時（３年７月～９月期：ＤＩ▲8.1）より3.9ポイント上昇した。一方、従業員過不足ＤＩは、全業種で▲24.0と前回調査時（３年７月～９月期：ＤＩ▲19.6）より4.4ポイント下降した。業種別でも、建設業と卸売業を除く全ての業種で下降するなど、不足感が強まりつつある結果となった。

【設備投資】 今期の新規設備投資実施企業割合については23.2％で、前回調査時（３年７月～９月期：25.4％）より2.2％下降した。なお、設備投資目的は依然として「老朽のための更新」が最も多く、次いで「省力化・コストダウン設備」が挙げられた。次期の新規設備投資実施予定企業割合については、19.4％となった。

【経営上の問題点】 現在最も苦慮している経営上の問題点を業種別でみると、製造業では「原材料高」、建設業では「受注の不振」、卸売業では「仕入商品の値上がり」、小売業では「売上の不振」、サービス業では「客足の減少」が多く挙げられた。

※各調査項目の詳細は、本所ＨＰ（https://www.hakodate.cci.or.jp/data_hakodate/hakodatekeiki）に公開しております。

お問い合わせ：地域振興課　TEL：0138－23－1181

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

■給付対象

①**新型コロナウイルス感染症の影響**を受けた事業者

②2021年11月～2022年３月の**いずれかの月（対象月）の売上高**が、2018年11月～2021年３月の間の**任意の同じ月（基準月）の売上高**と比較して**50％以上**又は**30％以上50％未満減少**した事業者

➡①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

■給 付 額

中小法人等：上限最大２５０万円　　個人事業者等：上限最大５０万円

算　出　式：給付額＝（基準期間※の売上高）－（対象月の売上高）×5か月分

※「2018年11月～2019年３月」「2019年11月～2020年３月」「2020年11月～2021年３月」のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ １億円以下	年間売上高※ １億円超～５億円	年間売上高※ ５億円超
▲50％以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30％以上50％未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年３月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

■申請方法

1．インターネットによるオンライン申請で、メールアドレスが必要です。ＰＣやスマートフォンのメールアドレスをお持ちでない場合は、フリーメールの利用を検討して下さい

2．既に昨年の「一時支援金」「月次支援金」受給済の方は、下記３以降の手順は不要で、その際に使用した「申請ID」でポータルサイト内「マイページ」にログインし申請が出来ます。この「事業復活支援金」に初めて申請する方は、まず最初にポータルサイトに基本項目を入力登録し「申請ID」を取得します

3．申請IDの取得に続き、営業実態に関する「事前確認」手続きが必要です。お手元に「申請ID」、法人の場合は「法人番号」、「所定の宣誓・同意書」（ポータルサイトからPDFファイルをダウンロードして印刷）をご用意下さい

4．会員事業所の方は、当所で「事前確認」を行います（手数料等は不要）。パソコンからインターネット検索で 函館商工会議所 事前確認 と検索入力して表示されたページに記載のPDFファイルを印刷して頂くか、パソコンが利用できない場合は**0138-23-1181経営支援課へ電話**にてご請求下さい

5．上記４のチェックシート記入の際は商議所の会員番号が必要ですので、当所あて「事前確認を依頼したい」とお電話下さい。その際に会員番号をお伝えします

6．チェックシートＡ（1枚）を全て確認・記入後、FAX・郵送・窓口持参のいずれかで提出願います

7．当所で内容確認を行い申請事務局へ確認済通知を発行し、その旨を事業所の代表者様へ連絡いたします。申請者様はポータルサイトから本申請に進みます

■申請期間

令和４年１月31日（月）～ ５月31日（火）24時【事前確認期限は５月26日（木）】

➡本制度の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
（URL：https://jigyou-fukkatsu.go.jp/）

お問い合わせ先：事業復活支援金事務局　相談窓口
【申請者専用】TEL：0120－789－140　８：30～19：00（土日、祝日を含む全日対応）

～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に原料原産地表示が必要になります

期限は令和４年３月末です。ご対応はお早めに！

食品表示法に基づく食品表示基準が平成２９年９月１日に改正され、全ての加工食品(輸入品を除く)の**重量割合上位１位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。**

令和４年３月３１日までが経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないよう、計画的に表示の切替え等を行ってください。

※原料原産地表示の具体的な表示方法や表示をする際のルールについては、消費者庁の下記のページで確認して下さい。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

※農林水産省では、食品事業者の方が原料原産地表示制度に円滑に対応していただけるよう、「新しい原料原産地表示制度－事業者向け活用マニュアル－」や同マニュアルを解説する動画を作成しましたので、参考にして下さい。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

令和３年度　年会費納入のお願い

本所令和３年度会費について、未納の会員様はお早めにご納入くださいますようお願い申しあげます。

なお、会費等の納入に際し、手間・手数料のかからない自動口座振替への移行をお勧めしております。ご希望の方は申込用紙をお送り致しますので、本所総務課までご連絡ください。

また、住所･代表者等の変更があった会員様につきましても、手続きが必要となりますので、ご一報くださいますようお願い申しあげます。

お問い合わせ：総務課　TEL:0138－23－1181

事業所情報の更新ご連絡お願いします

事業所名　代表者　振替口座　電話番号　法人成　住　所

函館商工会議所では、法定台帳の整備・運営を行っています。
最新の事業所情報をご提供ください。

お問い合わせ：企画情報課　TEL:0138－23－1181

即・戦・力！ 商工会議所の検定試験

函館歴史文化観光検定（はこだて検定）

函館の街を中心とし周辺地域も含めた町に関する歴史・文化・産業・地理・人々の暮らしなどの学習を通じて街への愛着や誇りを再認識し、函館の魅力を観光客や全国の方々へおもてなしの心を持って紹介できる人材を育成することを目指し実施しています。

北海道観光マスター検定

道内各地の観光ガイドの方や観光業に携わる方をはじめ、各地域の皆さんが、北海道全体に関する幅広い知識を、自分の生活の中で涵養し身につける事によって、ホスピタリティ精神（おもてなしの心）を習得し、その地域の観光振興・地域の活性化に向けて活躍されることが期待されています。

日商簿記検定

「簿記を理解する」とは、会社の経営状態を知ること、つまりは経営管理能力を身につけられる技能であり、どんな時代にも必要になる能力です。経理担当のみならず、営業職・管理職にも求められる知識です。

リテールマーケティング（販売士）検定

小売・流通業界に従事する人にとって、販売技術だけでなく、消費動向や変化の流れを読み取る能力が必要となっています。小売業における経営・店舗運営に関する総合的な知識を体系的に学ぶことができます。

日商ＰＣ検定

企業実務において、パソコンソフトの操作ができるだけでなく、どのように活用すれば、効率的・効果的に業務を遂行できるかが重要になります。本試験では、主としてMicrosoft® Word ®を活用し、正しいビジネス文書の作成や取り扱いができる能力を判定します。

日商プログラミング

プログラミングを学ぶことは、社会人として必要な論理思考能力、問題解決力の向上につながります。

基本的なスキルの習得を中心とした試験内容なので、IT技術者（志望者）のみならず、学生、社会人、年齢、職業を問わず、幅広く多くの方を対象としています。

東商６検定

カラーコーディネーター： 仕事に役立つ実践的な色彩の知識を学ぶことのできる

ビジネス実務法務： 法務部門に限らずあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる仕事の法律入門

福祉住環境コーディネーター： 超高齢化社会を迎えた日本で、ますます存在感が高まる検定試験

ＢＡＴＩＣ（国際会計検定）： グローバルなビジネスシーンに不可欠な英語力と国際会計スキルを同時に測る

環境社会（ｅｃｏ検定）： 複雑・多様化する環境問題を幅広く体系的に身に付く。「ＳＤＧｓ」を身近なものへ。

ビジネスマネジャー： 企業組織の要である管理職（マネジャー）の土台づくり

函館商工会議所　検定試験ホームページ
https://www.hakodate.cci.or.jp/kentei

日本最大級の商取引支援サイト ザ・ビジネスモール

運営体制	**日本全国約500の商工会議所・商工会**で共同運営
運営開始	1999年8月
登録事業所数	約**27万**事業所

インターネットなら
毎日がビジネスチャンス！
日本中の事業所と商談取引！

商工会議所等の会員事業所同士が
無料で**自社PR・マッチング**

買い手

困っている事を解決したい
仕入先・調達先を探したい

売り手

自社の商品やサービスを
PRをしたい

企業データベース

全国から 買い手
取引先を探せる
取引先検索

閲覧 ↓ ↑ PR

全国に自社の
商品・サービス・強み
を発信できる 売り手
会社PR掲載

マッチング

全国に仕入先・外注先
を募集できる 買い手
ザ・商談モール
（買い手）

募集 ↓ ↑ 応募

買い手に直接
自社商品サービス
を売り込める 売り手
ザ・商談モール
（売り手）

その他のサービス

別途有料
BtoB向けHPで アクセスアップ BMプレミアム

別途有料
店舗向けHP 作成サービス BMテンポ

自動掲載でPR iタウンページ 連携

各事業所に合った使い方 あります！！！

お問い合わせ：企画情報課
TEL：0138-23-1181

北海道事業継承・引継ぎ支援センター函館サテライト

「事業承継専門相談」実施のご案内

～廃業を検討される前にまずはご相談を～

「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」は経済産業省の委託事業として、事業承継に関わる相談等をワンストップで行う公的機関です。4月より函館商工会議所内に「函館サテライト」が設置され、専任のエリアコーディネーターが事業承継に関する様々なご相談に対応し、7月から月に1回の専門相談を実施しております。会社・事業の譲渡を検討したい方だけではなく、会社・事業を譲受したい方も利用可能ですので、どうぞご利用下さい。（相談無料・秘密厳守）

■実　施　日／**2月16日、3月16日（第３水曜日）**

■時　　間／13:00～16:00（予約制・相談時間50分以内）

■相　談　員／同センター　函館エリアコーディネーター　**浜鍛冶　省 氏**

■場　　所／**本所２Ｆ　同センター函館サテライト相談室**

■利 用 方 法／商工会議所あて電話またはＦＡＸにてご予約下さい。
なお、本所ホームページからもお申込可能です⇒「函館商工会議所　専門相談」で検索

ご予約・お問い合わせ：経営支援課　TEL：0138－23－1181

新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございます

事業所名	主な営業内容
㈱SAKURA	ホテル業

※掲載をご承諾いただいた会員様のみご紹介させていただいております。
（敬称略）

新入会員募集中!

地域の商工業者の力が商工会議所の力に、そして地域経済の力となります。

会員事業所の皆様におかれましては、お知り合い、関係先の事業所を是非ご推薦、ご紹介賜りますようお願いいたします。

年会費

個人事業主　12,000円（2口）以上
法人・団体　24,000円（4口）以上

口数は1口／6,000円で、入会金は不要です。
なお、会費は全額経費として換金処理ができます。

入会資格

個人、法人、規模、業種を問わず、原則として本所地区内に事業所を置く事業者の方、またはそれ以外の事業者で本所趣旨に賛同される方。さらに、地域経済に寄与する産業として医療・福祉・宗教法人・士業サービス業等の方もご加入することができます。

お問い合わせ：企画情報課　TEL：0138-23-1181

ENEOS㈱特約店

澤田商事株式会社

〒049-0161　北斗市飯生1丁目14番1号
TEL（0138）73-3016　FAX（0138）73-5208

「伝えたいことは繰り返す」

伝えたはずなのに、伝わっていない。相手から「言ったよね？」と言われ、記憶になくてモヤモヤすることがある。誰にでもいつでも起こり得ることです。実は、人の話を真剣に聞いていても受け止められるのは50％以下です。なぜなら相手の話を聞いているときにそれを阻害する要因が存在するからです。まず、一つ目は「自分の記憶がよみがえる」こと。人の話を聞きながら、「あ、それ知っている」「あのことかな？」「この前その場所に行った」と自分の記憶と結び付けながら話を聞きます。そうすると、瞬間的にではありますが、意識が相手の話からそれてしまうのです。

二つ目は「自分の気持ちが動く」こと。相手の話に影響されて、気持ちがアップダウンしたり、自分事として捉えてしまったりすることがあります。例えば、誰かの悪口を聞き自分にも思い当たるところがあるなと心配になったり、仕事の段取りを聞いていて自分も処理していない案件があったと思い出して焦ったりするといったように、気持ちが動くことで意識が自分の方に向いてしまいがちになります。自分の気持ちに意識が向いてしまうと、しばらく上の空になってしまうことさえあります。

最後に「相手への対応を考える」こと。私たちは、相手の話を聞きながらも常にどのように対応すればよいかを瞬時に考えています。単なる応答の言葉選びに加え、アドバイスする場合などは筋道を立てる必要もあるでしょう。

このような要因が、正確に相手の話を認識することを阻害してしまうのです。このことを理解した上で心掛けることは、「大切なことは繰り返し伝える」「確認する」ということです。大人だから１回言えば分かる、何度も確認したら相手に失礼になるのではと思わずに、伝えたいことは繰り返すことでトラブルを最小限に抑えられます。話の中で最後に確認するのもよいですし、メールなどでリマインドするのも効果的です。言った言わないトラブルは信頼関係を崩壊させますので、面倒がらずに普段から丁寧なやりとりを心掛けましょう。

日本メンタルアップ支援機構　代表理事
大野　萌子

大野（おおの）　萌子（もえこ）

法政大学卒。一般社団法人日本メンタルアップ支援機構（メンタルアップマネージャ資格認定機関）代表理事、産業カウンセラー、２級キャリアコンサルティング技能士。企業内健康管理室カウンセラーとしての長年の現場経験を生かした、人間関係改善に必須のコミュニケーション、ストレスマネジメントなどの分野を得意とする。現在は防衛省、文部科学省などの官公庁をはじめ、大手企業、大学、医療機関などで年間１２０件以上の講演・研修を行い、机上の空論ではない「生きたメンタルヘルス対策」を提供している。著書に『よけいなひと言を好かれるセリフに変える言いかえ図鑑』（サンマーク出版）ほか多数。

第65回 函館圏優良土産品推奨会 奨励賞

函館散歩 ミルクあん 5個入

5 個…… **660円(税込)**

厳選した北海道産牛乳と小麦を使用したカステラまんじゅう。牛乳を使った優しい味わいの白餡が冬の函館を思わせる。

㈱千秋庵総本家

函館市宝来町９-９　TEL 0138-23-5131

㈱千秋庵総本家　検索

http://www.sensyuansohonke.co.jp/

青森商工会議所会員事業所のご紹介

青森商工会議所会報『かけはし12月号「商工プラザ」』より会員事業所の取り組みを紹介します。

商工プラザ

株式会社日本トリム青森営業所
所長　遠藤　拓郎 さん

水素水のある上質な生活を提案。「健康長寿社会」の実現に貢献

水道に整水器を設置するだけで、毎日飲む水が水素を含んだアルカリ性の「電解水素水」に変わる―。「電解水素水整水器」の販売会社（本社・大阪市、森澤紳勝社長）として1982（昭和57）年に創業、90年には高知県南国市に自社工場を設立してメーカーとしての存在感も強めている。整水器売上金額№1、全国28か所に支社・営業所を置き（青森営業所は2011年８月に開設）、グループ企業は海外にまで及ぶ。「当社の整水器は高濃度の水素を生成する『固体高分子膜電解槽』を搭載。それには血液透析の医療分野で応用されている当社が培った技術力が生かされており、体に優しい水素水を作ることに成功しています」。しかもこの一台で水素水のほか酸性水、浄水が使用できる。

家庭用管理医療機器として厚労省の認証を受け、「胃もたれや胃の不快感を和らげるなど胃腸症状の改善に効果があることも認められています」。

日本トリムは創業以来、人間にとって最適な「水」とは何かを追求し続けている。「これまで20を超える国内外の大学や研究機関と産学共同研究を進め、その成果を国際学術誌等に数多く発表しています」。直近の事例では早稲田大学との共同研究で、電解水素水によるアルコール耐性のメカニズムを解明、「水素水には二日酔いの原因物質の量を低減するという作用があることが示唆されています」。

電解水素水の応用は医療のほか農業、工業分野などへも可能性が広がる。「滋賀県草津市のメロン農家では水素水を使用したメロンの収穫が順調で、サイズが一回り大きく、糖度も基準値をアップする生育が見込まれています」。

「日常的に体に良い水を飲むことが健康保持にもつながります」と話す遠藤さん

ウォーターヘルスケア事業を中核とする企業グループとして、「健康経営」を一つの重要戦略と捉え、社内外でさまざまな取り組みを実践。こうした取り組みが評価され、経産省・日本健康会議による顕彰制度「健康経営優良法人2021」（大規模法人部門）に認定された。「職場環境の改善や業務の効率化を進め、社員を健康にして、企業の生産性（医療費の削減など）を高めることにつながっています」。

ベンチャー精神を持って挑戦し続け、グローバルなメディカルカンパニーへの飛躍を目指す。

「本県は県を挙げて短命県返上に取り組んでいます。『水』を通して、快適で健康なヒューマンライフの創造を目指している当社がその一助となり、健康長寿社会の実現に貢献したい」

問い合わせ先　青森市本町1-2-15　青森本町第一生命ビルディング7F　TEL 017-732-6201

龍文堂印刷株式会社

〒040-0022 函館市日乃出町28番2号
TEL（0138）53-2231㈹　FAX（0138）53-4355
URL：http://www.ryubun-do.co.jp/　E-mail：info@ryubun-do.co.jp

羽ばたかせます　あなたのイメージ。

真心こめてお手伝い

有限会社赤坂葬祭

函館市大縄町 2-10

赤坂中央斎場

函館市田家町 5-29

※駐車場完備

☎(0138)22-4683代表

24時間ご対応しております

家中快適を実現する最適性能とトータルコストを両立できる家づくり

暖房費用を４割削減HEAT20G2グレード

許容応力度計算による耐震等級３を全棟取得

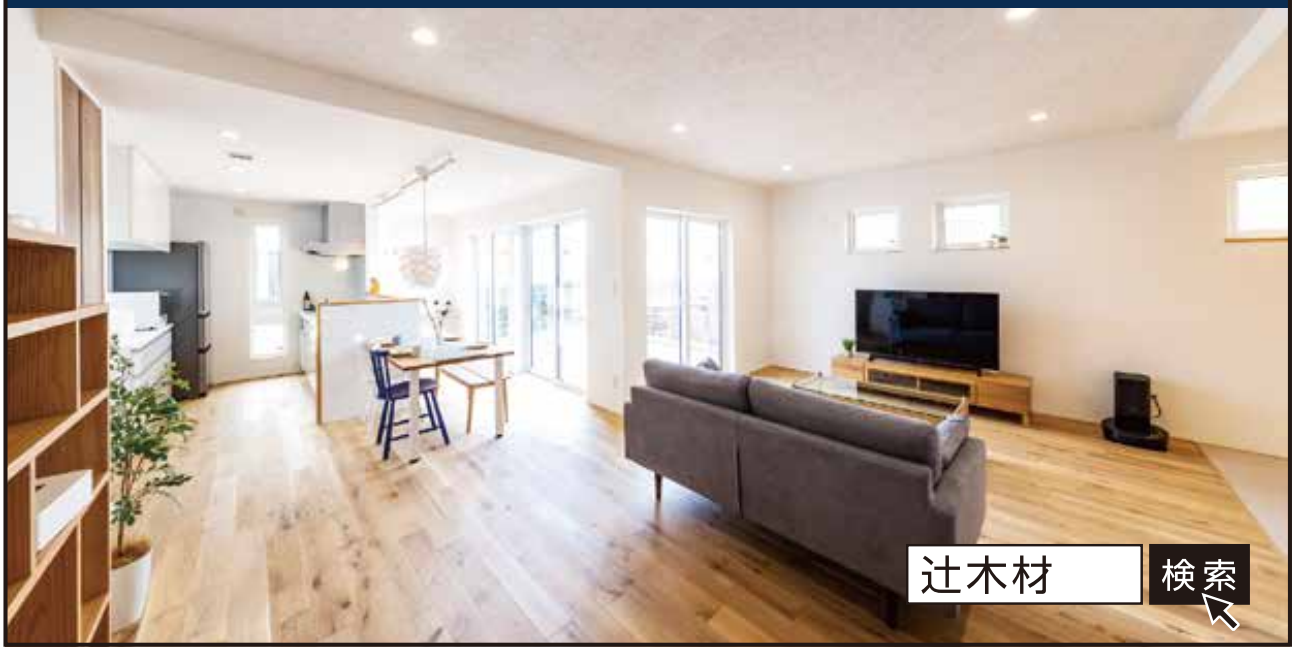

令和四年二月十日発行（毎月一回十日発行）

2月号　函館商工会議所報「ともえ」四五七号

編集兼発行人　函館商工会議所　酒井康次
函館市若松町七番十五号
電話（〇一三八）二二三―一一八一

印刷所　龍文堂印刷株式会社
函館市日乃出町二十八番二号
電話（〇三八）五三―二二三一（代）

頒価　二〇〇円
（購読料は会費に含まれます）